

市政記者配付資料

令和4年5月25日

監査事務局

令和3年度第2期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 概要説明資料

- ・令和3年度第2期監査結果（事務）について
- ・令和3年度第2期監査結果（事務）の概要
- ・令和3年度第2期監査結果（工事）について
- ・令和3年度第2期監査結果（工事）の概要

2 公表資料（福岡市公報登載データ）

- ・4監査公表第7号（監査の結果に関する報告について）
- ・4監査公表第8号（監査の結果に関する報告について）

3 参考資料

- ・令和3年度監査年間スケジュール

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電話）711-4707

（内線 7210）

（担当）お当ぱた御 帰

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電話）711-4710

（内線 7220）

（担当）吉 村

令和3年度 第2期 監査結果（事務）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成29年1月～令和4年2月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局区等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区等・団体

区分	定期監査 局区等	財政援助団体等監査						合計	
		財政援助団体		出資団体		指定管理者			
		団体	所管局	団体	所管局	団体	所管局		
監査対象局区等・団体	23	3	2	2	2	9	8	40 局区等・団体	
指摘・意見のある 局区等・団体	9	0	0	0	0	0	0	9 局区等・団体	

※合計欄の数は、定期監査の局区等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

局区等	内容別指摘件数							指摘件数合計	公報ページ
	財務事務	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理事務	物品管理事務	その他		
市民局				1				1	P4
保健福祉局			2	1				3	P4～5
農林水産局			1					1	P6
博多区役所				1				1	P6
城南区役所						1		1	P6～7
早良区役所				1				1	P7
西区役所			1					1	P7
早良区選挙管理委員会事務局				1				1	P8
西区選挙管理委員会事務局						1		1	P8
合 計	0	0	4	5	0	2	0	11	

・意見なし

※定期監査対象局区等

市長室、市民局、保健福祉局、環境局、農林水産局、住宅都市局、港湾空港局

東区、博多区、中央区、南区、城南区、早良区、西区、水道局、

市選管、東区選管、博多区選管、中央区選管、南区選管、城南区選管、早良区選管、

西区選管

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体監査

・指摘・意見なし

財政援助団体：(一社)福岡市私立幼稚園連盟、(一社)福岡市保育協会、
(社福)福岡市社会福祉協議会

所 管 局：こども未来局、保健福祉局

イ 出資団体監査

・指摘・意見なし

出 資 団 体：(公財)福岡市スポーツ協会、(一財)博多海員会館

所 管 局：市民局、港湾空港局

ウ 公の施設の指定管理者監査

・指摘・意見なし

対 象 団 体：株式会社西日本新聞トップクリエ、(一財)福岡コンベンションセンター、
(株)九州総合管理、N E X T 博多市民センター共同企業体、

近鉄ファシリティーズ(株)、(株)シンコー、

九電ビジネスフロント・九州メンテナンス J V、

ふくおか市民施設管理 J V、M e e t u p にしみん共同事業体

所 管 局：経済観光文化局、住宅都市局、博多区、道路下水道局、中央区、
城南区、早良区、西区

【問い合わせ先】

○ 事務監査

監査事務局 事務監査課長 御番 711-4707 (内線7210)

※公報：令和4年5月26日 第6867号(別冊)

令和3年度 第2期 監査結果（事務）の概要

1 定期監査

局等	監査の結果（別添公報より抜粋）
市民局	<p>委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約事務については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、令和2年度の「福岡市特別定額給付金事業業務委託」において、市と受託者との間で調整・協議して定めるものとしている業務について、業務分担に関する協議録を作成していないため、書面等により協議内容を確認することができなかった。また、委託業務の範囲を変更したもの、仕様書及び設計書等の変更を行っていないなど、委託業務の範囲を明確に示す文書がないにもかかわらず、契約どおりの履行がなされたものとして、委託料の支払いを行っていた。</p> <p>今後は、福岡市契約事務規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
保健福祉局	<p>委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料は、請求書受理後、速やかに支払わなければならない。また、請求書が提出されない場合は、相手方に提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。しかしながら、令和2年度の「福祉乗車券等郵送受付センター電話器等設置業務委託」並びに同3年度の「令和3年度福祉乗車券等の交付に係るコールセンター等業務委託7月分」、同「8月分」及び「遠隔手話通訳導入業務委託」に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（障がい者支援課）</p> <p>報酬等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>報酬及び印刷消耗品費の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(1) 附属機関の委員の報酬は日額で支給するものであり、会議等の開催後、速やかに支払わなければならない。しかしながら、「平成30年度第1回保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会開催に係る審議会委員報酬」の支出において、会議等の開催後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>(2) 契約代金は、請求書受理後、速やかに支払わなければならない。また、請求書が提出されない場合は、相手方に提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。しかしながら、令和元年度の「総合リハビリテーション 2019年4～9月 6件」(月刊誌)の購入に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p style="text-align: right;">（障がい者更生相談所）</p>

保健福祉局	<p>補助金等の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 令和元年度の補助金及び公有財産購入費の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、補助金及び公有財産購入費の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(1) ふくおか環境財団運営費補助金は、「(公財)ふくおか環境財団運営費助成事業補助金交付要綱」及び「葬祭場解体、敷地環境整備等の費用(確定)の支払いに係る協定書(平成29年度以降)」の規定に基づき、公益財団法人ふくおか環境財団(以下「財団」という。)が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。</p> <p>しかしながら、「ふくおか環境財団運営費助成事業補助金(3月支払分)」について、令和2年3月24日までに支払うべきところを3月31日に支払っていた。</p> <p>(2) 葬祭場及び葬祭場付属建物に係る公有財産購入費は、「葬祭場譲渡代金確定契約書」及び「葬祭場付属建物譲渡代金確定契約書」の規定に基づき、財団が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。また、支払遅延に対する遅延利息は、政府契約の支払遅延等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条の規定に基づき、同法第8条の規定により計算した金額を支払わなければならない。</p> <p>しかしながら、「葬祭場譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い(3月支払分)」及び「葬祭場付属建物譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い(3月支払分)」について、令和2年3月24日までに支払うべきところを3月31日に支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の支払遅延により、財団が償還用口座に資金を移動するためには発生した振込手数料について、財団を指定管理者とする福岡市葬祭場の管理運営業務ではないにもかかわらず、指定管理料で精算させていた。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
農林水産局	<p>役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いの時期を書面により明らかにしないときは、その支払いは政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に行わなければならない。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和2年度及び同3年度の不動産鑑定評価に係る役務費支出において、請求日から15日を超えて支払っていた。また、令和2年度については遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(市場課)</p>

博多区役所	<p>印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>印刷消耗品費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、平成30年度、令和元年度及び同3年度の印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>
(福祉・介護保険課)	
城南区役所	<p>物品(タクシー乗車券)管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和3年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p>
(総務課)	
早良区役所	<p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の「早良区役所庁舎管理等業務委託10月分」外3件に係る委託料の支出及び借損料の支出1件並びに同2年度の役務費の支出1件において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>
(総務課)	
西区役所	<p>諸会議費負担金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いの時期を書面により明らかにしないときは、その支払いは政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に行わなければならない。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和元年度の「サービス介助士資格取得講座受講料 2名様分」に係る諸会議費負担金の支出において、請求日から15日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、諸会議費負担金の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p>
(総務課)	

早良区選挙管理委員会事務局	<p>委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の「統一地方選挙における区役所期日前投票所来客用駐車場の場内整理業務委託」外1件に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>
西区選挙管理委員会事務局	<p>物品(タクシー乗車券)管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和3年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p>

令和3年度 第2期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 平成28年9月～令和3年3月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区等・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局等	団体	
監査対象局区等・団体	14	2	16局区等・団体
指摘・意見のある局区等・団体	11	0	11局区等・団体

2 監査の結果

(1) 定期監査

・指摘

(単位：件)

局区等	内容別指摘件数									指摘件数合計	公報ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持管理	契約	検査	その他		
市民局	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	P8～9
環境局	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	P9
農林水産局	1	0	5	0	0	0	0	0	0	6	P9～11
住宅都市局	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	P11～12
港湾空港局	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	P12
東区役所	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	P12～13
中央区役所	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	P13～14
南区役所	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3	P14～15
早良区役所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	P15
西区役所	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	P15～16
水道局	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	P16～17
合 計	1	0	17	2	3	0	2	0	0	25	

・意見なし

※定期監査対象局区等

市民局、保健福祉局、環境局、農林水産局、住宅都市局、港湾空港局、東区役所、
博多区役所、中央区役所、南区役所、城南区役所、早良区役所、西区役所、水道局

(2) 出資団体監査

- ・指摘なし
- ・意見なし

※出資団体監査対象団体

(公財)福岡市スポーツ協会
(一財)博多海員会館

【問い合わせ先】

○ 工事監査に関するご質問

監査事務局 工事監査課長 吉村 711-4710（内線7220）

※公報：令和4年5月26日 第6867号(別冊)

令和3年度 第2期 監査結果（工事）の概要

1 定期監査

(1) 局別監査

局等	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
市民局	<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託下限額の算出を適正に行うべきもの 南市民センター大規模改修工事設計業務委託 (契約金額7,315万円)</p> <p>本委託は市民センタ一大規模改修工事の基本設計及び実施設計を行う業務委託である。</p> <p>本業務を実施する者をプロポーザルにより選定するにあたり、設計プロポーザル説明書に設計業務委託料の見積金額の委託下限額を記載しており、その額は最低制限価格算出表により算出している。</p> <p>しかしながら、最低制限価格算出表において、誤って一部特別経費を計上していなかった結果、適正な価格となっていた。</p> <p>今後は、適正な委託下限額の算出に努められたい。</p> <p>(コミュニティ施設整備課、財政局アセットマネジメント推進課関連、財政局施設建設課関連)</p>	—
環境局	<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 令和2年度博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務委託 (契約金額819万5,000円)</p> <p>本委託は博多湾の継続的な環境監視を目的とした業務委託である。</p> <p>「積算運用の手引き（業務委託編）」では、設計業務等標準積算基準書を適用できない調査業務などの委託を行う場合、その業務に精通した3者以上の業者から見積りを徴収し、委託設計額を決定することとなっている。</p> <p>しかしながら、当該年度の設計書作成にあたり、複数者からの見積りを徴収せず、1者からの見積りを参考に積算を行っているが、構成人員が見積書を反映した設計書になっておらず、積算根拠が不明確であった。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(環境調整課)</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※1
	<p>計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>土壤汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>鮮魚市場仮設トラック待機場舗装工事その2</p> <p style="text-align: right;">(契約金額 2,377万5,400円)</p> <p>本工事は市場施設の再整備に伴うトラック待機場の舗装工事である。</p> <p>本工事は、土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質変更に該当することから、あらかじめ福岡市長へ届出をしなければならない。</p> <p>しかしながら、届出の要否の判断にあたり、本工事が鮮魚市場の再整備における仮整備であることや、形質変更しようとする対象面積の考え方を誤認していたことから、届出を行っていなかった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(鮮魚市場)</p>	
農 林 水 産 局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>査定率の適用及び単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>鮮魚市場仲卸売場棟改修電気工事 [総合評価]</p> <p style="text-align: right;">(契約金額9,797万7,330円)</p> <p>本工事は市場施設の機器設置等に伴う電気工事である。</p> <p>動力設備の積算において、手元開閉器盤の単価を見積額から採用する際に、別の種類の機器に対する査定率を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、幹線設備の積算において、一部のプルボックスについて、標準単価を採用する際に、違う材質の単価を採用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(鮮魚市場、市場整備担当関連)</p>	過小 404千円 过大 265千円
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>鮮魚市場仮設トラック待機場舗装工事その2</p> <p style="text-align: right;">(契約金額2,377万5,400円)</p> <p>本工事は市場施設の再整備に伴うトラック待機場の舗装工事である。</p> <p>間接工事費の算定について、2種以上の工種内容からなる工事は、当該対象額の大きい工種区分を適用するものとなっている。</p> <p>しかしながら、対象額の大きい工種区分の「舗装工事」とすべきところを誤って「道路改良工事」とした結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(鮮魚市場)</p>	過小 1,172千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※1
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 中央監視装置改修費の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場長浜卸売場棟改築外電気工事〔総合評価〕 (契約金額1億6,443万420円)</p> <p>本工事は市場施設の改築に伴う電気工事である。</p> <p>既設中央監視装置の改修費の積算において、専門工事業者からの見積書を採用する際に、諸経費も含めて採用する必要があったが、一部の諸経費を除いた金額を採用していた。</p> <p>また、中央監視装置へのケーブル接続費について、ケーブルの標準単価には機器への接続費が含まれないため、見積書から結線費を含めて採用する必要があったが、結線費を採用していなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(市場整備担当)</p>	過小 760千円
農林水産局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事〔総合評価〕 (契約金額11億2,804万680円)</p> <p>本工事は市場施設の改築及び改修を行う工事である。</p> <p>金属製建具工事の積算において、一部建具の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(市場整備担当)</p>	過小 600千円
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの タイヤ洗浄水噴射制御盤工事の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場長浜卸売場棟改築外管工事 (契約金額1億104万5,420円)</p> <p>本工事は市場施設の改築に伴う管工事である。</p> <p>タイヤ洗浄海水噴射制御盤工事の積算において、見積りを採用すべきところ根拠のない歩掛りを採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、屋外消火栓工事とシロッコファン(FE-6)工事の積算では歩掛けを誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(市場整備担当)</p>	過小 1,560千円 過大 654千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※1
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通仮設費及び鉄筋工事の積算を適正に行うべきもの 平成30年度公営住宅（城浜住宅）新築工事 [総合評価] （契約金額12億1,498万2,800円）</p> <p>本工事は市営住宅を新築する工事である。 共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 また、鉄筋工事の積算において、スクラップ控除（鉄筋を加工する際に発生する有価物）を計上しなかった結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅建設課）</p>	過小 1,515千円 過大 630千円
住宅都市局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 解体工事の積算を適正に行うべきもの 令和2年度市営下山門住宅1・2棟解体工事 [総合評価] （契約金額2億2,614万5,700円）</p> <p>本工事は市営住宅を解体する工事である。 共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 また、解体工事においては、とりこわし機械運搬費を計上することとなっているが計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 さらに、産業廃棄物運搬・処理の積算において、一部産業廃棄物運搬費及び処理費比較表から積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（住宅建設課）</p>	過小 782千円 過大 286千円
港湾空港局	<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 地行浜二丁目地内縁地除草等業務委託 （契約金額172万3,680円）</p> <p>本委託は港湾管理用地の除草及び伐採を行う業務委託である。 設計書の施工単価について、「土木工事実施設計単価表」を参考に積算を行っているが、採用した単価が実際の業務内容と異なっており、同単価表に該当する単価がない場合については、見積りを徴収し、積算すべきであった。 今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（港湾管理課）</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※ ¹
東 区 役 所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>側溝工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道2高美台線道路改良工事（6工区）</p> <p style="text-align: right;">(契約金額 9,473万6,520円)</p> <p>本工事は歩行者の通行の安全性を確保するための道路改良工事である。</p> <p>側溝工の積算において、SD型側溝（集水部）1箇所当たりの単価を算出する際に、誤った単価を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>過小</p> <p>866千円</p>
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>時間的制約を受ける工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>主要地方道志賀島和白線（和白丘）道路改良工事</p> <p style="text-align: right;">(契約金額8,042万4,300円)</p> <p>本工事は歩行者の通行の安全性を確保するための道路改良工事である。</p> <p>本工事の積算において、標準作業時間を確保することができないとして、時間的制約を受ける夜間工事として積算を行っていたが、一部の工種について、誤って補正割増しを適用しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>過小</p> <p>927千円</p>
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>施工地域補正及び見積りからの資材単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>市道香椎花園駅前線照明灯改良工事</p> <p style="text-align: right;">(契約金額1,222万4,300円)</p> <p>本工事は生活系道路照明灯の改良工事である。</p> <p>経費計算において、施工地域補正を適用する際に、「大都市（2）」とすべきところ「一般交通影響あり（2）」とした結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、単価の決定において、見積りから資材単価を採用する際に、「積算運用の手引き」により見積額の平均額を採用するところ平均額直下の見積額を採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>過小</p> <p>1,516千円</p>

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※ ¹
中央区役所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>地業工事（地盤改良杭）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>六本松駅自転車駐車場新築工事 [総合評価]</p> <p style="text-align: right;">(契約金額 1億4,641万2,360円)</p> <p>本工事は自転車駐車場を新築する工事である。</p> <p>建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなつてゐる。</p> <p>しかしながら、地業工事（地盤改良杭）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用していた結果、過小な積算となつてゐた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課、財政局施設建設課関連)</p>	<p>過小 623千円</p>
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>工場製品輸送工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道唐人町草ヶ江線 萩川張出橋改築工事（その1）</p> <p style="text-align: right;">(契約金額8,637万8,600円)</p> <p>本工事は張出し歩道橋の改築を行う工事である。</p> <p>工場製作に係る工場製品輸送工（輸送費）の積算については、土木工事標準積算基準書によると、北九州市若松地区からの距離を用いて計算するようになっているにもかかわらず、別途見積を徴収して輸送費を計上した結果、過大な積算となつてゐた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>過大 617千円</p>

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※ ¹
南区役所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>材料単価の決定を適正に行うべきもの</p> <p>市道清水干隈線道路舗装工事（5工区）</p> <p style="text-align: right;">(契約金額 5,642万7,840円)</p> <p>本工事は道路整備に伴う舗装工事である。</p> <p>排水性舗装工におけるカラーアスファルト混合物の単価は、使用量に応じて異なる単価区分が設定されている。</p> <p>しかしながら、積算においてカラーアスファルト混合物使用量の算出を誤り、使用量による単価区分を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>過小 681千円</p>
	<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきもの</p> <p>市道清水干隈線道路照明灯設置工事</p> <p style="text-align: right;">(契約金額2,776万3,560円)</p> <p>本工事は道路照明灯の移設工事である。</p> <p>「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、確認することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ建設発生土を搬入していたが、処分場の立会を実施していなかつた。</p> <p>今後は、建設発生土の処分場の適正な立会に努められたい。</p>	<p>—</p>
	<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>市道清水干隈線道路照明灯設置工事</p> <p style="text-align: right;">(契約金額2,776万3,560円)</p> <p>本工事は道路照明灯の移設工事である。</p> <p>杭基礎の偏心量や基礎形状の変更をしたため設計変更を行っていたが、当初設計でポールアンカーの単価の算定を誤っていたことから、適正な単価への変更を併せて行っていた。</p> <p>しかしながら、当該単価の変更は、設計変更の対象ではないため、設計変更をすべきではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約変更に努められたい。</p>	<p>—</p>

※1： 違算額は設計金額ベースによる概算額

局等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※1
早良区役所	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの インターロッキング工の積算を適正に行うべきもの 市道西新通線（百道浜）段差解消工事（1工区） （契約金額8,964万9,720円）</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした段差解消工事である。 インターロッキング工の積算において、設置に必要となる材料費（敷砂）及びインターロッキングブロックの撤去に伴う処分費等について、別途計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域整備課）</p>	過小 552千円
西区役所	<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土留支保工を適正に行うべきもの 主要地方道福岡志摩線道路改良工事（その4） （契約金額1億2,241万4,600円）</p> <p>本工事は歩道拡幅に伴う既設水路の改良工事である。 農業用接続樹設置工において、掘削深さが2.8mであることから「福岡市下水道標準設計運用基準書（開削工法設計基準編）」で定めるところにより、軽量鋼矢板による土留を行い、支保工については2段設置することとなっている。 しかしながら、施工において、支保工は1段の設置しか確認できず、不適切な施工となっていた。</p> <p>今後は、適正な施工に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（土木第2課）</p>	—
西区役所	<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 主要地方道福岡志摩線道路舗装工事（その1） （契約金額1億1,583万6,600円）</p> <p>本工事は歩道整備に伴う道路舗装工事である。 残土処理工において、当初設計で建設発生土の誤った指定処分先の単価（処分料）を採用していたことから、数量等の変更に伴う設計変更に併せて適正な処分先の単価（処分料）に変更していた。 しかしながら、当該単価の変更は設計変更の対象ではないため、設計変更をすべきではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約変更に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（土木第2課）</p>	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局等	監査の結果（別添公報より抜粋）	(参考) 違算額※1
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 推進工及び立坑築造工の積算を適正に行うべきもの 南区高宮3丁目地内φ500mm配水管布設工事【総合評価】 (契約金額1億8,141万4,080円)</p> <p>本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水本管を更新する工事である。 推進工の積算において、日進量（1日当りの施工量）の算出を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、施工上計上する必要がない先導体組立整備費を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、立坑築造に伴うグラウト工の積算において、誤った材料単価を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部管整備課)</p>	過小 3,358千円 過大 462千円
水道局	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土留工及び運搬費の積算を適正に行うべきもの 大野城市御笠川4丁目地内φ400mm配水管布設工事【総合評価】 (契約金額2億4,443万6,400円)</p> <p>本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水本管を更新する工事である。 立坑築造（不断水弁設置工）に伴う土留工の積算において、H鋼チャック取付・取外を計上していたが、取付・取外の数量（回数）を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、立坑築造（推進工）の施工で使用する建設機械の運搬費を計上していたが、建設機械の種類を誤り、計上する必要がない運搬費を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部管整備課)</p>	過大 2,521千円
	<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 単価の決定及び数量の算出を適正に行うべきもの 中央区六本松4丁目地内φ600mm配水管布設工事【総合評価】 (契約金額1億7,011万1,700円)</p> <p>本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水本管を更新する工事である。 透水性アスファルト舗装（路面本復旧工）の積算において、カラーアスファルト合材の単価を決定する際に使用量により採用単価が区分されているが、誤った使用量区分の単価を採用していた。</p> <p>また、充填工（中込注入工）の積算において、見積りを徴収して使用材料（流動化処理土）の単価を決定していたが、誤った単価を採用していた。</p> <p>さらに、仮設材設置撤去工（土留工）の積算において、使用数量（重量）の算出を誤っていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な単価の決定及び数量の算出に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部管整備課)</p>	過小 3,876千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

福岡市公報

令和4年5月26日 第6867号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一

ページ

監査委員

○監査公表（監査公表第7号）	1
○監査公表（監査公表第8号）	30

監査委員

4 監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和4年5月26日

福岡市監査委員	大原 弥寿男
同	尾花 康広
同	水町 博之
同	本野 正紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号及び第2項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の対象、区分及び実施期間

(1) 監査の対象事務

事務監査は各局区及び行政委員会所掌の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を、工事監査は各局区所掌の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象局区等、区分及び対象期間

ア 市長室

- (事務監査) 平成30年12月から令和3年12月まで
イ 市民局
(事務監査) 平成30年12月から令和4年2月まで
(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで
ウ 保健福祉局
(事務監査) 平成30年1月から令和4年2月まで
(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで
エ 環境局
(事務監査) 平成30年1月から令和4年1月まで
(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで
オ 農林水産局
(事務監査) 平成31年2月から令和3年12月まで
(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで
カ 住宅都市局
(事務監査) 平成31年2月から令和4年1月まで
(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで
キ 港湾空港局
(事務監査) 平成31年1月から令和4年2月まで
(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで
ク 東区役所
(事務監査) 平成29年12月から令和3年12月まで
(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで
ケ 博多区役所
(事務監査) 平成29年12月から令和3年12月まで
(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで
コ 中央区役所
(事務監査) 平成29年12月から令和3年12月まで
(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで
サ 南区役所
(事務監査) 平成29年12月から令和3年12月まで
(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで
シ 城南区役所
(事務監査) 平成29年12月から令和4年1月まで
(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで
ス 早良区役所
(事務監査) 平成29年12月から令和4年1月まで

(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで

セ 西区役所

(事務監査) 平成29年12月から令和3年12月まで

(工事監査) 平成31年4月から令和3年3月まで

ソ 水道局

(事務監査) 平成31年2月から令和3年12月まで

(工事監査) 平成30年4月から令和3年3月まで

タ 福岡市選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成31年1月から令和4年1月まで

チ 東区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成31年1月から令和3年12月まで

ツ 博多区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成30年12月から令和3年12月まで

テ 中央区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成30年12月から令和3年12月まで

ト 南区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成31年1月から令和3年12月まで

ナ 城南区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成30年12月から令和4年1月まで

ニ 早良区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成30年12月から令和4年1月まで

ヌ 西区選挙管理委員会事務局

(事務監査) 平成30年12月から令和3年12月まで

(3) 監査実施期間

(事務監査) 令和3年11月11日から同4年2月10日まで

(工事監査) 令和3年6月29日から同4年1月31日まで

3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査は、前記の対象事務が、合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表15までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、対象部署の業務内容等を踏まえた具体的な部ごとの重点事項として「物品管理事務」等を設定するとともに、複数の部局に共通する事務事業の中から横断的にチェックする重点事項として「補助金支出事務」を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の部局を横断して重点的に監査を実施する事

項（重点事項）として「法令等の遵守」を設定し、総合評価方式により契約された工事については、落札者の選考過程、さらに契約金額が250万円以下の小規模工事等については、「工事等の契約事務について」をテーマとして監査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局等において注意、改善を要する事項が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市長室

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民局

委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託契約事務については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。

しかしながら、令和2年度の「福岡市特別定額給付金事業業務委託」において、市と受託者との間で調整・協議して定めるものとしている業務について、業務分担に関する協議録を作成していないため、書面等により協議内容を確認することができなかった。また、委託業務の範囲を変更したものの、仕様書及び設計書等の変更を行っていないなど、委託業務の範囲を明確に示す文書がないにもかかわらず、契約どおりの履行がなされたものとして、委託料の支払いを行っていた。

今後は、福岡市契約事務規則等に則り、適正な事務処理を行われたい。

(総務課)

ウ 保健福祉局

(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料は、請求書受理後、速やかに支払わなければならない。また、請求書が提出されない場合は、相手方に提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。しかしながら、令和2年度の「福祉乗車券等郵送受付センター電話器等設置業務委託」並びに同3年度の「令和3年度福祉乗車券等の交付に係るコールセンター等業務委託7月分」、同「8月分」及び「遠隔手話通訳導入業務委託」に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(障がい者支援課)

(イ) 報酬等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

報酬及び印刷消耗品費の支出において、次のような事例が見受けられた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

- A 附属機関の委員の報酬は日額で支給するものであり、会議等の開催後、速やかに支払わなければならない。しかしながら、「平成30年度第1回保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会開催に係る審議会委員報酬」の支出において、会議等の開催後、支払いまでに長期日数を要していた。
- B 契約代金は、請求書受理後、速やかに支払わなければならない。また、請求書が提出されない場合は、相手方に提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。しかしながら、令和元年度の「総合リハビリテーション2019年4～9月 6件」(月刊誌)の購入に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

(障がい者更生相談所)

- (ウ) 補助金等の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
令和元年度の補助金及び公有財産購入費の支出において、次のような事例が見受けられた。

今後、補助金及び公有財産購入費の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。

- A ふくおか環境財団運営費補助金は、「(公財) ふくおか環境財団運営費助成事業補助金交付要綱」及び「葬祭場解体、敷地環境整備等の費用(確定)の支払いに係る協定書(平成29年度以降)」の規定に基づき、公益財団法人ふくおか環境財団(以下「財団」という。)が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。

しかしながら、「ふくおか環境財団運営費助成事業補助金(3月支払分)」について、令和2年3月24日までに支払うべきところを3月31日に支払っていた。

- B 葬祭場及び葬祭場付属建物に係る公有財産購入費は、「葬祭場譲渡代金確定契約書」及び「葬祭場付属建物譲渡代金確定契約書」の規定に基づき、財団が葬祭場再整備に係る借入金を銀行に償還する日の前日までに支払わなければならない。また、支払遅延に対する遅延利息は、政府契約の支払遅延等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条の規定に基づき、同法第8条の規定により計算した金額を支払わなければならない。

しかしながら、「葬祭場譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い(3月支払分)」及び「葬祭場付属建物譲渡代金確定契約書に基づく代金の支払い(3月支払分)」について、令和2年3月24日までに支払うべきところを3月31日に支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていないかった。

- C 上記A及びBの支払遅延により、財団が償還用口座に資金を移動するために発生した振込手数料について、財団を指定管理者とする福岡市葬祭場の管理運営業務ではないにもかかわらず、指定管理料で精算させていた。

(生活衛生課)

エ 環境局

特に指摘する事項はなかった。

オ 農林水産局

役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いの時期を書面により明らかにしないときは、その支払いは政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に行わなければならぬ。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならぬ。しかしながら、令和2年度及び同3年度の不動産鑑定評価に係る役務費支出において、請求日から15日を超えて支払っていた。また、令和2年度については遅延利息を支払っていなかった。

今後、役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

(市場課)

カ 住宅都市局

特に指摘する事項はなかった。

キ 港湾空港局

特に指摘する事項はなかった。

ク 東区役所

特に指摘する事項はなかった。

ケ 博多区役所

印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

印刷消耗品費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、平成30年度、令和元年度及び同3年度の印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(福祉・介護保険課)

コ 中央区役所

特に指摘する事項はなかった。

サ 南区役所

特に指摘する事項はなかった。

シ 城南区役所

物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和3年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。

タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。

(総務課)

ス 早良区役所

委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の「早良区役所庁舎管理等業務委託10月分」外3件に係る委託料の支出及び借損料の支出1件並びに同2年度の役務費の支出1件において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課)

セ 西区役所

諸会議費負担金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いの時期を書面により明らかにしないときは、その支払いは政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に行わなければならない。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和元年度の「サービス介助士資格取得講座受講料 2名様分」に係る諸会議費負担金の支出において、請求日から15日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。

今後、諸会議費負担金の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

(総務課)

ソ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

タ 福岡市選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

チ 東区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

ツ 博多区選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

- テ 中央区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ト 南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ナ 城南区選挙管理委員会事務局
特に指摘する事項はなかった。
- ニ 早良区選挙管理委員会事務局
委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの
委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の「統一地方選挙における区役所期日前投票所来客用駐車場の場内整理業務委託」外1件に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。
今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。
- ヌ 西区選挙管理委員会事務局
物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和3年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。
タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
委託下限額の算出を適正に行うべきもの
南市民センター大規模改修工事設計業務委託 [No. 3]

(契約金額7,315万円)

本委託は市民センター大規模改修工事の基本設計及び実施設計を行う業務委託である。

本業務を実施する者をプロポーザルにより選定するにあたり、設計プロポーザル説明書に設計業務委託料の見積金額の委託下限額を記載しており、その額は最低制限価格算出表により算出している。

しかしながら、最低制限価格算出表において、誤って一部特別経費を計上してい

なかつた結果、適正な価格となつていなかつた。

今後は、適正な委託下限額の算出に努められたい。

(コミュニティ施設整備課、財政局アセットマネジメント推進課関連、財政局施設建設課関連)

※ [] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
イ 保健福祉局

特に指摘する事項はなかつた。

ウ 環境局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
委託料の積算を適正に行うべきもの

令和2年度博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務委託 [No.1]

(契約金額819万5,000円)

本委託は博多湾の継続的な環境監視を目的とした業務委託である。

「積算運用の手引き（業務委託編）」では、設計業務等標準積算基準書を適用できぬ調査業務などの委託を行う場合、その業務に精通した3者以上の業者から見積りを徴収し、委託設計額を決定することとなっている。

しかしながら、当該年度の設計書作成にあたり、複数者からの見積りを徴収せず、1者からの見積りを参考に積算を行っているが、構成人員が見積書を反映した設計書になっておらず、積算根拠が不明確であった。

今後は、適正な積算に努められたい。

(環境調整課)

※ [] 内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
エ 農林水産局

(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
土壤汚染対策法を遵守すべきもの [重点事項]

鮮魚市場仮設トラック待機場舗装工事その2 [No.3]

(契約金額2,377万5,400円)

本工事は市場施設の再整備に伴うトラック待機場の舗装工事である。

本工事は、土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質変更に該当することから、あらかじめ福岡市長へ届出をしなければならない。

しかしながら、届出の要否の判断にあたり、本工事が鮮魚市場の再整備における仮整備であることや、形質変更しようとする対象面積の考え方を誤認していたことから、届出を行つていなかつた。

今後は、適正な手続きに努められたい。

(鮮魚市場)

(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 査定率の適用及び単価の採用を適正に行うべきもの

鮮魚市場仲卸売場棟改修電気工事 [総合評価] [No. 9]

(契約金額9,797万7,330円)

本工事は市場施設の機器設置等に伴う電気工事である。

動力設備の積算において、手元開閉器盤の単価を見積額から採用する際に、別の種類の機器に対する査定率を適用した結果、過小な積算となっていた。

また、幹線設備の積算において、一部のプルボックスについて、標準単価を採用する際に、違う材質の単価を採用した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(鮮魚市場、市場整備担当関連)

B 間接工事費の積算を適正に行うべきもの

鮮魚市場仮設トラック待機場舗装工事その2 [No. 3]

(契約金額2,377万5,400円)

本工事は市場施設の再整備に伴うトラック待機場の舗装工事である。

間接工事費の算定について、2種以上の工種内容からなる工事は、当該対象額の大きい工種区分を適用するものとなっている。

しかしながら、対象額の大きい工種区分の「舗装工事」とすべきところを誤って「道路改良工事」とした結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(鮮魚市場)

C 中央監視装置改修費の積算を適正に行うべきもの

鮮魚市場長浜卸売場棟改築外電気工事 [総合評価] [No.12]

(契約金額1億6,443万420円)

本工事は市場施設の改築に伴う電気工事である。

既設中央監視装置の改修費の積算において、専門工事業者からの見積書を採用する際に、諸経費も含めて採用する必要があったが、一部の諸経費を除いた金額を採用していた。

また、中央監視装置へのケーブル接続費について、ケーブルの標準単価には機器への接続費が含まれないため、見積書から結線費を含めて採用する必要があったが、結線費を採用していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(市場整備担当)

D 金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの

鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事 [総合評価] [No. 6]

(契約金額11億2,804万680円)

本工事は市場施設の改築及び改修を行う工事である。

金属製建具工事の積算において、一部建具の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(市場整備担当)

E タイヤ洗浄水噴射制御盤工事の積算を適正に行うべきもの

鮮魚市場長浜卸売場棟改築外管工事 [No.13]

(契約金額 1億104万5,420円)

本工事は市場施設の改築に伴う管工事である。

タイヤ洗浄海水噴射制御盤工事の積算において、見積りを採用すべきところ根拠のない歩掛りを採用した結果、過小な積算となっていた。

また、屋外消火栓工事とシロッコファン (FE-6) 工事の積算では歩掛りを誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(市場整備担当)

※ [] 内の数字は、「別表5 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [重点事項] は、本期の工事監査の重点事項である「法令等の遵守」に係る注意事項であることを示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

オ 住宅都市局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 共通仮設費及び鉄筋工事の積算を適正に行うべきもの

平成30年度公営住宅（城浜住宅）新築工事 [総合評価] [No.5]

(契約金額12億1,498万2,800円)

本工事は市営住宅を新築する工事である。

共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

また、鉄筋工事の積算において、スクラップ控除（鉄筋を加工する際に発生する有価物）を計上しなかった結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(住宅建設課)

(イ) 解体工事の積算を適正に行うべきもの

令和2年度市営下山門住宅1・2棟解体工事 [総合評価] [No.8]

(契約金額 2億2,614万5,700円)

本工事は市営住宅を解体する工事である。

共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

また、解体工事においては、とりこわし機械運搬費を計上することとなつてゐるが計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

さらに、産業廃棄物運搬・処理の積算において、一部産業廃棄物運搬費及び処理費比較表から積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(住宅建設課)

※ [] 内の数字は、「別表6 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

力 港湾空港局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

委託料の積算を適正に行うべきもの

地行浜二丁目地内緑地除草等業務委託 [No. 1]

(契約金額172万3,680円)

本委託は港湾管理用地の除草及び伐採を行う業務委託である。

設計書の施工単価について、「土木工事実施設計単価表」を参考に積算を行つてゐるが、採用した単価が実際の業務内容と異なつており、同単価表に該当する単価がない場合については、見積りを徴収し、積算すべきであった。

今後は、適正な積算に努められたい。

(港湾管理課)

※ [] 内の数字は、「別表7 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

キ 東区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

(ア) 側溝工の積算を適正に行うべきもの

市道2高美台線道路改良工事(6工区) [No. 1]

(契約金額9,473万6,520円)

本工事は歩行者の通行の安全性を確保するための道路改良工事である。

側溝工の積算において、SD型側溝（集水部）1箇所当たりの単価を算出する際に、誤った単価を適用した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

(イ) 時間的制約を受ける工事の積算を適正に行うべきもの

主要地方道志賀島和白線（和白丘）道路改良工事 [No. 4]

(契約金額8,042万4,300円)

本工事は歩行者の通行の安全性を確保するための道路改良工事である。

本工事の積算において、標準作業時間を確保することができないとして、時間的制約を受ける夜間工事として積算を行っていたが、一部の工種について、誤って補正割増しを適用しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

- (ウ) 施工地域補正及び見積りからの資材単価の採用を適正に行うべきもの
市道香椎花園駅前線照明灯改良工事 [No. 8]

(契約金額1,222万4,300円)

本工事は生活系道路照明灯の改良工事である。

経費計算において、施工地域補正を適用する際に、「大都市（2）」とすべきところ「一般交通影響あり（2）」とした結果、過小な積算となっていた。

また、単価の決定において、見積りから資材単価を採用する際に、「積算運用の手引き」により見積額の平均額を採用するところ平均額直下の見積額を採用した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

- ※ [] 内の数字は、「別表8 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
ク 博多区役所
特に指摘する事項はなかった。

- ケ 中央区役所
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- (ア) 地業工事（地盤改良杭）の積算を適正に行うべきもの
六本松駅自転車駐車場新築工事 [総合評価] [No. 4]

(契約金額1億4,641万2,360円)

本工事は自転車駐車場を新築する工事である。

建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっている。

しかしながら、地業工事（地盤改良杭）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用していた結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課、財政局施設建設課関連)

- (イ) 工場製品輸送工の積算を適正に行うべきもの
市道唐人町草ヶ江線 萩川張出橋改築工事（その1）[No. 2]

(契約金額8,637万8,600円)

本工事は張出し歩道橋の改築を行う工事である。

工場製作に係る工場製品輸送工（輸送費）の積算については、土木工事標準積算基準書によると、北九州市若松地区からの距離を用いて計算するようになっているにもかかわらず、別途見積を徴収して輸送費を計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

※ [] 内の数字は、「別表10 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

コ 南区役所

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
材料単価の決定を適正に行うべきもの

市道清水干隈線道路舗装工事（5工区）[No. 1]

(契約金額5,642万7,840円)

本工事は道路整備に伴う舗装工事である。

排水性舗装工におけるカラーアスファルト混合物の単価は、使用量に応じて異なる単価区分が設定されている。

しかしながら、積算においてカラーアスファルト混合物使用量の算出を誤り、使用量による単価区分を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

- (イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきもの

市道清水干隈線道路照明灯設置工事 [No. 8]

(契約金額2,776万3,560円)

本工事は道路照明灯の移設工事である。

「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、確認することとなっている。

しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ建設発生土を搬入していたが、処分場の立会を実施していなかった。

今後は、建設発生土の処分場の適正な立会に努められたい。

(地域整備課)

- (ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約変更を適正に行うべきもの

市道清水干隈線道路照明灯設置工事 [No. 8]

(契約金額2,776万3,560円)

本工事は道路照明灯の移設工事である。

杭基礎の偏心量や基礎形状の変更をしたため設計変更を行っていたが、当初設計でポールアンカーの単価の算定を誤っていたことから、適正な単価への変更を併せて行っていた。

しかしながら、当該単価の変更は、設計変更の対象ではないため、設計変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(地域整備課)

※ [] 内の数字は、「別表11 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

サ 城南区役所

特に指摘する事項はなかった。

シ 早良区役所

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

インターロッキング工の積算を適正に行うべきもの

市道西新通線（百道浜）段差解消工事（1工区）[No. 1]

(契約金額8,964万9,720円)

本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした段差解消工事である。

インターロッキング工の積算において、設置に必要となる材料費（敷砂）及びインターロッキングブロックの撤去に伴う処分費等について、別途計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(地域整備課)

※ [] 内の数字は、「別表13 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ス 西区役所

(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

土留支保工を適正に行うべきもの

主要地方道福岡志摩線道路改良工事（その4）[No. 1]

(契約金額1億2,241万4,600円)

本工事は歩道拡幅に伴う既設水路の改良工事である。

農業用接続枠設置工において、掘削深さが2.8mであることから「福岡市下水道標準設計運用基準書（開削工法設計基準編）」で定めるところにより、軽量鋼矢板による土留を行い、支保工については2段設置することとなっている。

しかしながら、施工において、支保工は1段の設置しか確認できず、不適切な施工となっていた。

今後は、適正な施工に努められたい。

(土木第2課)

- (イ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
契約変更を適正に行うべきもの

主要地方道福岡志摩線道路舗装工事（その1）[No.2]

(契約金額 1億1,583万6,600円)

本工事は歩道整備に伴う道路舗装工事である。

残土処理工において、当初設計で建設発生土の誤った指定処分先の単価（処分料）を採用していたことから、数量等の変更に伴う設計変更に併せて適正な処分先の単価（処分料）に変更していた。

しかしながら、当該単価の変更は設計変更の対象ではないため、設計変更をすべきではなかった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(土木第2課)

※ [] 内の数字は、「別表14 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
セ 水道局

積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- (ア) 推進工及び立坑築造工の積算を適正に行うべきもの

南区高宮3丁目地内 ϕ 500mm配水管布設工事〔総合評価〕[No.14]

(契約金額 1億8,141万4,080円)

本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水本管を更新する工事である。

推進工の積算において、日進量（1日当たりの施工量）の算出を誤った結果、過小な積算となっていた。

また、施工上計上する必要がない先導体組立整備費を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。

さらに、立坑築造に伴うグラウト工の積算において、誤った材料単価を適用した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(西部管整備課)

- (イ) 土留工及び運搬費の積算を適正に行うべきもの

大野城市御笠川4丁目地内 ϕ 400mm配水管布設工事〔総合評価〕[No.15]

(契約金額 2億4,443万6,400円)

本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水本管を更新する工事である。

立坑築造（不断水弁設置工）に伴う土留工の積算において、H鋼チャック取付・取外を計上していたが、取付・取外の数量（回数）を誤った結果、過大な積算となっていた。

また、立坑築造（推進工）の施工で使用する建設機械の運搬費を計上していたが、建設機械の種類を誤り、計上する必要がない運搬費を計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(西部管整備課)

(ウ) 単価の決定及び数量の算出を適正に行うべきもの

中央区六本松4丁目地内φ600mm配水管布設工事 [総合評価] [No.19]

(契約金額1億7,011万1,700円)

本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水管を更新する工事である。

透水性アスファルト舗装（路面本復旧工）の積算において、カラーアスファルト合材の単価を決定する際に使用量により採用単価が区分されているが、誤った使用量区分の単価を採用していた。

また、充填工（中込注入工）の積算において、見積りを徴収して使用材料（流動化処理土）の単価を決定していたが、誤った単価を採用していた。

さらに、仮設材設置撤去工（土留工）の積算において、使用数量（重量）の算出を誤っていた。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な単価の決定及び数量の算出に努められたい。

(西部管整備課)

※ [] 内の数字は、「別表15 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

※ [総合評価] は、当該工事が総合評価方式により契約されたものであることを示す

別表1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局、区等	監査実施対象	
市長室	広聴課	
市民局	総務部	総務課、課長（区庁舎担当）、区政課
	生活安全部	防犯・交通安全課、消費生活センター
	防災・危機管理部	防災企画課、課長（危機管理担当）、防災推進課、地域防災課
	スポーツ推進部	※スポーツ推進課

保健福祉局	健康医療部	※保健予防課、精神保健福祉センター
	高齢社会部	高齢社会政策課、地域包括ケア推進課、介護保険課、高齢福祉課、認知症支援課、事業者指導課
	障がい者部	障がい企画課、障がい者支援課、障がい福祉課、障がい者更生相談所
	生活衛生部	生活衛生課
環境局	保健環境研究所	環境科学課、保健科学課
	施設部	管理課、工場整備課、課長（西部工場再整備担当）、施設課、西部工場、臨海工場、クリーンパーク・東部
農林水産局	中央卸売市場	市場課、食肉市場、鮮魚市場、課長（市場整備担当）、青果市場
住宅都市局	総務部	総務課、企画課
	都市計画部	都市計画課、交通計画課
	建築指導部	※開発・建築調整課
	地域まちづくり推進部	地域計画課、都市景観室、まちづくり推進室、跡地計画課
	都心創生部	都心創生課、ウォーターフロント再整備推進課、ウォーターフロント再整備計画課、課長（ウォーターフロント再整備推進担当）、都心交通課
	九大まちづくり推進部	計画調整課、課長（イノベーション推進・Smart EAST担当）、九大跡地整備課
港湾空港局	総務部	総務課、財務課、課長（財産活用担当）、客船事務所
	アイランドシティ事業部	事業管理課、計画調整課、分譲推進課
東区役所	総務部	総務課
	市民部	市民課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課

博多区役所	総務部	総務課
	市民部	市民課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課
中央区役所	総務部	総務課
	市民部	市民課
	地域整備部	地域整備課、維持管理課、生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課
南区役所	総務部	総務課
	市民部	市民課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課
城南区役所	総務部	総務課
	市民部	市民課
	地域整備部	地域整備課、維持管理課、生活環境課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課
早良区役所	総務部	総務課
	市民部	市民課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課
西区役所	総務部	総務課、防災・安全安心室
	市民部	市民課
	保健福祉センター	福祉・介護保険課、子育て支援課
水道局	浄水部	浄水調整課、水管理課、浄水施設課、設備課、多々良浄水場、夫婦石浄水場
	保全部	保全調整課、保全課、管修理課、節水推進課
福岡市選挙管理委員会事務局	選挙課	
東区選挙管理委員会事務局	次長	

博多区選挙管理委員会事務局	次長
中央区選挙管理委員会事務局	次長
南区選挙管理委員会事務局	次長
城南区選挙管理委員会事務局	次長
早良区選挙管理委員会事務局	次長
西区選挙管理委員会事務局	次長

※は、前回定期監査を踏まえて特に改善状況等を確認するフォローアップ監査を実施した課等を示す

別表 2

市民局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	早良南地域交流センター周辺一体整備工事（雨水管渠1工区）【総合評価】	199,388,200円	令和元年6月26日から 令和2年6月30日まで
2	南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築工事【総合評価】	270,200,700円	令和2年4月23日から 令和3年3月15日まで
3	南市民センターライフスタイル改修工事設計業務委託	73,150,000円	令和2年6月30日から 令和2年12月10日まで
4	ももち体育館大規模改修工事【総合評価】	324,195,300円	令和元年7月4日から 令和2年3月15日まで
5	【小規模工事等監査】 建築物定期（劣化）点検業務及び建築物外壁全面打診等調査業務委託	1,353,000円	令和2年10月13日から 令和3年3月19日まで
6	南当仁公民館・老人いこいの家複合施設改築電気工事	28,705,600円	令和2年6月16日から 令和3年3月15日まで
7	公民館等電気工作物保安業務委託（東区・博多区・中央区）	2,694,120円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
8	南市民センターライフスタイル改修設備工事設計業務委託	31,350,000円	令和2年6月30日から 令和2年12月17日まで
9	【小規模工事等監査】 和白東公民館外7館エレベーター保守点検業務委託	2,481,600円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

10	ももち体育館大規模改修電気工事	91,790,600円	令和元年7月9日から 令和2年3月15日まで
11	ももち体育館大規模改修衛生設備工事	54,749,200円	令和元年7月9日から 令和2年3月15日まで
12	[小規模工事等監査] 一般電気工作物保守点検業務委託	488,400円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

別表3

保健福祉局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	[小規模工事等監査] 別府老人いこいの家跡地外1箇所確定測量等業務委託	2,240,700円	令和2年4月7日から 令和2年12月28日まで
2	[小規模工事等監査] 家庭動物啓発センター舗装工事	1,617,000円	令和元年12月14日から 令和2年3月25日まで
3	[小規模工事等監査] 福岡市市民福祉プラザ点検業務委託	440,000円	令和3年2月13日から 令和3年3月19日まで
4	旧福岡市立松濤園解体工事[総合評価]	216,760,500円	令和元年6月5日から 令和2年2月18日まで
5	[小規模工事等監査] つくし学園石綿試料分析調査業務委託	341,000円	令和3年1月28日から 令和3年3月26日まで
6	[小規模工事等監査] 家庭動物啓発センター内装工事	1,430,000円	令和元年12月14日から 令和2年3月16日まで
7	健康づくりサポートセンター等複合施設空調自動制御更新工事(3期)	90,200,000円	令和2年8月7日から 令和3年3月15日まで
8	[小規模工事等監査] 老人いこいの家61施設消防設備保守点検業務委託	1,727,000円	令和元年9月5日から 令和2年3月31日まで
9	心身障がい福祉センター空調設備更新工事[総合評価]	156,074,040円	平成30年6月5日から 平成31年3月15日まで
10	発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)新築設備工事基本設計業務委託	4,378,000円	令和元年8月24日から 令和2年3月17日まで

別表4

環境局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	令和2年度博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務委託	8,195,000円	令和2年4月8日から令和3年3月1日まで
2	令和2年度河川水底質調査業務委託	23,980,000円	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
3	福岡市道路清掃業務委託(その3)	214,500,000円	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
4	[小規模工事等監査] 福岡市保健環境研究所作業環境測定業務委託	1,023,000円	令和2年8月18日から令和3年3月31日まで
5	令和2年度大気常時監視測定期保管理等委託	17,820,000円	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
6	[小規模工事等監査] 消防設備保守点検等業務委託	1,441,000円	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
7	[小規模工事等監査] 自家用発電機設備保守点検業務委託	1,430,000円	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

別表5

農林水産局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	博多漁港長浜東岸壁改良(耐震強化)工事その4 [総合評価]	146,511,720円	平成30年11月10日から令和元年5月31日まで
2	唐泊漁港海岸第2号突堤改良工事	55,146,300円	令和2年9月24日から令和3年3月15日まで
3	鮮魚市場仮設トラック待機場舗装工事その2	23,775,400円	令和2年12月1日から令和3年2月28日まで
4	水産加工センター解体に係る基本設計業務委託	9,112,400円	令和2年8月12日から令和3年3月8日まで
5	鮮魚市場突堤東卸売場棟外老朽箇所改修工事実施設計業務委託	2,618,000円	令和元年11月8日から令和2年3月15日まで
6	鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事 [総合評価]	1,128,040,680円	平成29年9月23日から令和元年11月15日まで

7	青果市場買荷積込所増築工事〔総合評価〕	254, 366, 200円	令和元年7月17日から 令和2年3月10日まで
8	小呂島集落排水処理施設 電気設備更新工事	29, 903, 940円	令和元年10月18日から 令和2年3月13日まで
9	鮮魚市場仲卸売場棟改修電気工事〔総合評価〕	97, 977, 330円	令和元年6月21日から 令和元年11月30日まで
10	鮮魚市場仲卸売場棟改修空調設備工事〔総合評価〕	142, 411, 500円	令和元年6月21日から 令和元年11月30日まで
11	福岡市鮮魚市場会館等施設管理業務委託	189, 261, 600円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
12	鮮魚市場長浜卸売場棟改築外電気工事〔総合評価〕	164, 430, 420円	平成29年9月8日から 令和元年11月15日まで
13	鮮魚市場長浜卸売場棟改築外管工事	101, 045, 420円	平成29年11月1日から 令和元年11月15日まで
14	青果市場卸売場西棟増築電気設備工事	5, 731, 000円	令和元年11月16日から 令和2年3月25日まで
15	[小規模工事等監査] 青果市場卸売場西棟増築電気設備追加工事	2, 310, 000円	令和2年3月24日から 令和2年3月31日まで

別表 6

住宅都市局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	福岡空港関連自動車専用道路に係る環境影響評価書作成等業務委託	21, 040, 800円	平成31年4月27日から 令和2年3月30日まで
2	令和2年度市営城浜住宅(その2)給水管撤去工事	33, 421, 300円	令和2年11月18日から 令和3年3月25日まで
3	狭あい道路拡幅整備工事(単価契約) 早良区・西区・城南区	3, 477, 378円	令和2年8月4日から 令和3年3月15日まで
4	福岡市営住宅耐震改修事業アドバイザリ一業務委託	6, 050, 000円	平成31年4月5日から 令和2年2月20日まで
5	平成30年度公営住宅(城浜住宅)新築工事〔総合評価〕	1, 214, 982, 800円	平成30年9月15日から 令和2年9月3日まで
6	平成30年度市営福浜住宅5棟耐震等改修事業	459, 093, 000円	平成31年3月30日から 令和2年2月28日まで

7	令和元年度市営原田住宅1棟外1住宅全2棟スロープ設置工事	10,250,900円	令和元年12月21日から 令和2年3月13日まで
8	令和2年度市営下山門住宅1・2棟解体工事〔総合評価〕	226,145,700円	令和2年8月6日から 令和3年3月20日まで
9	令和2年度市営長尾住宅1棟外2棟外壁改修工事	91,063,500円	令和2年11月11日から 令和3年3月15日まで
10	令和2年度福岡市営住宅建材試料採取分析調査業務委託(その1)	15,446,200円	令和2年5月21日から 令和2年9月30日まで
11	簗子小学校跡地活用に係る公募支援業務委託	3,571,700円	平成31年4月5日から 令和2年3月25日まで
12	平成30年度公営住宅(城浜住宅)エレベーター工事	23,533,092円	平成30年12月14日から 令和2年10月14日まで
13	平成30年度公営住宅(弥永住宅)電気工事〔総合評価〕	141,143,244円	平成31年1月19日から 令和3年1月12日まで
14	平成30年度公営住宅(城浜住宅)管工事〔総合評価〕	129,114,380円	平成30年11月10日から 令和2年10月14日まで
15	平成30年度公営住宅(弥永住宅)管工事〔総合評価〕	139,363,960円	平成31年1月19日から 令和3年1月12日まで
16	〔小規模工事等監査〕 平成31年度公営住宅(下山門住宅その1地区)市道下山門598号線道路照明灯移設工事	1,782,000円	平成31年4月17日から 令和元年7月31日まで
17	〔小規模工事等監査〕 令和元年度公営住宅(箱崎ふ頭住宅)設備工事実施設計業務委託	2,365,000円	令和元年8月6日から 令和2年3月27日まで

別表7

港湾空港局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工事名	契約金額	工期
1	〔小規模工事等監査〕 地行浜二丁目地内緑地除草等業務委託	1,723,680円	平成31年3月5日から 平成31年3月26日まで
2	平成31年度 博多湾東部海域底質改善検討業務委託	14,434,200円	平成31年4月26日から 令和2年3月25日まで
3	平成31年度ウォーターフロント地区港湾機能強化に係るアドバイザリー業務委託	17,691,300円	平成31年4月2日から 令和2年3月31日まで

4	中央ふ頭西側岸壁延伸に伴う客船乗客用可動式通路装置の導入における製造	199,800,000円	平成30年12月13日から 平成31年3月15日まで
---	------------------------------------	--------------	-------------------------------

別表8

東区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道2高美台線道路改良工事(6工区)	94,736,520円	平成30年6月19日から 平成31年3月26日まで
2	市道香椎駅東900号線道路改良工事(1工区)	97,412,700円	令和元年8月24日から 令和2年7月31日まで
3	金印海道 法面改良工事(法面15, 17, 37工区)	87,891,100円	令和元年9月13日から 令和2年3月25日まで
4	主要地方道志賀島和白線(和白丘)道路改良工事	80,424,300円	令和元年9月19日から 令和2年5月31日まで
5	[小規模工事等監査] 香椎台五丁目バス停上屋設置工事	2,406,240円	平成30年8月3日から 平成30年12月14日まで
6	[小規模工事等監査] 香椎台五丁目バス停上屋設置工事監督業務委託	410,400円	平成30年9月5日から 平成30年12月14日まで
7	東区保健福祉センター便所改造工事	24,868,800円	令和2年8月20日から 令和3年2月15日まで
8	市道香椎花園駅前線照明灯改良工事	12,224,300円	令和元年11月16日から 令和2年2月28日まで
9	主要地方道志賀島和白線外2路線道路照明灯設置工事	10,522,600円	令和2年9月16日から 令和3年3月25日まで

別表9

博多区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	千代602号線外3路線道路改良工事	65,023,560円	平成29年8月2日から 平成31年3月25日まで
2	御供所井尻3号線(祇園大通り)道路舗装工事	74,787,900円	令和元年11月15日から 令和2年7月31日まで
3	那珂2045号線道路舗装工事	82,600,100円	令和2年6月30日から 令和3年3月15日まで

4	中洲332号線（中洲中央通り）道路舗装工事	87,324,600円	令和2年8月26日から 令和3年3月30日まで
5	下月隈団地線外道路改良工事（その1）	66,656,700円	令和2年6月30日から 令和3年3月25日まで
6	博多駅筑紫口駅前広場設計検討業務委託	12,757,800円	令和2年1月24日から 令和3年2月28日まで
7	[小規模工事等監査] 寿町2丁目バス停上屋設置工事監督業務委託	302,500円	令和元年12月20日から 令和2年4月24日まで

別表10

中央区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	西中洲地区道路改良工事（その1）	104,151,960円	平成29年5月19日から 平成30年6月29日まで
2	市道唐人町草ヶ江線 萩川張出橋改築工事（その1）	86,378,600円	令和元年9月13日から 令和2年5月15日まで
3	[小規模工事等監査] 1級市道千鳥橋唐人町線 長浜1丁目バス停上屋設置工事監督業務委託	324,000円	平成31年1月31日から 平成31年3月20日まで
4	六本松駅自転車駐車場新築工事 [総合評価]	146,412,360円	平成30年9月19日から 令和元年5月31日まで
5	県道福岡筑紫野線幹線道路照明灯設置工事（第2工区）	9,406,800円	平成30年6月19日から 平成30年12月28日まで
6	[小規模工事等監査] 市道笹丘1669号線外2路線生活道路照明灯設置工事	1,911,800円	令和2年11月26日から 令和3年3月25日まで

別表11

南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道清水干隈線道路舗装工事（5工区）	56,427,840円	平成30年7月10日から 平成31年2月20日まで
2	市道長丘皿山線道路改良工事	70,396,560円	平成30年7月10日から 令和元年7月31日まで

3	市道大橋118号線歩道設置工事	73,486,600円	令和元年10月10日から 令和2年7月15日まで
4	市道桧原2274号線（人道橋）橋梁改築工事（下部工）	64,432,500円	令和元年10月25日から 令和2年6月30日まで
5	[小規模工事等監査] 市道三宅515号線外1路線道路改良検討業務委託	1,021,900円	令和2年9月29日から 令和3年1月26日まで
6	西鉄高宮駅東口駅前広場歩行者シェルター新設工事	38,055,744円	平成30年3月20日から 平成30年8月27日まで
7	県道後野福岡線信号機移設工事	16,587,720円	平成30年8月11日から 平成31年1月31日まで
8	市道清水干隈線道路照明灯設置工事	27,763,560円	平成30年10月19日から 令和元年5月31日まで

別表12

城南区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	清水干隈線道路舗装工事（その4）	74,478,800円	令和元年7月9日から 令和2年5月7日まで
2	清水干隈線視覚障がい者誘導標示設置工事（その3）	27,537,400円	令和2年12月16日から 令和3年3月15日まで
3	清水干隈線道路照明灯信号機移設工事	8,268,700円	令和2年9月16日から 令和3年3月1日まで

別表13

早良区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	市道西新通線（百道浜）段差解消工事（1工区）	89,649,720円	平成30年7月10日から 平成31年4月12日まで
2	市道西新通線電線共同溝整備工事（3工区）[総合評価]	169,100,800円	令和2年5月20日から 令和3年3月15日まで
3	市道西新78号線（オレンジ通り）道路改良工事	92,748,700円	令和2年6月30日から 令和3年3月25日まで

4	[小規模工事等監査] 令和元年度市道重留2063号線歩道改良工事	2,433,200円	令和2年1月17日から 令和2年4月20日まで
5	早良保健所便所改造その他工事	22,084,700円	令和元年7月9日から 令和2年3月6日まで
6	市道西新78号線（オレンジ通り）照明灯移設工事	18,906,800円	令和2年8月20日から 令和3年1月16日まで

別表14

西区役所 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	主要地方道福岡志摩線道路改良工事 (その4)	122,414,600円	令和元年11月23日から 令和3年3月25日まで
2	主要地方道福岡志摩線道路舗装工事 (その1)	115,836,600円	令和2年2月19日から 令和2年9月30日まで
3	単価契約西区西部出張所管内道路維持委託(暗渠清掃・緊急処理・安全対策)	19,349,296円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
4	[小規模工事等監査] 県道今宿停車場線外交通安全施設整備工事	2,284,700円	令和2年10月3日から 令和2年12月31日まで
5	西保健所エレベーター設置建築工事	18,948,600円	令和元年7月18日から 令和2年6月30日まで
6	市道徳永1904号線観峰トンネル照明灯LED化工事(西区)	16,658,400円	令和2年9月11日から 令和3年3月15日まで

別表15

水道局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	曲渕水源かん養林法面復旧工事(その2)	14,193,300円	令和元年8月30日から 令和2年1月6日まで
2	東区大岳2丁目地内配水管布設工事	136,932,400円	平成31年4月12日から 令和3年3月15日まで
3	東区松島1丁目地内配水管布設工事	92,198,700円	令和元年7月12日から 令和2年1月27日まで

4	東区美和台1丁目地内配水管布設工事	95,133,500円	令和2年2月7日から 令和2年9月3日まで
5	東区香椎浜ふ頭1丁目地内Φ600mm配水管修理工事	16,468,100円	令和2年10月15日から 令和3年3月25日まで
6	単価契約 配水管等仮設・移設工事(東部)	88,638,443円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
7	東部配水管等工事監督業務委託	16,720,000円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
8	博多区相生町1丁目地内配水管布設工事 [総合評価]	220,487,400円	平成29年3月24日から 平成30年8月31日まで
9	博多区中洲2丁目地内配水管布設工事	90,756,600円	令和元年8月29日から 令和2年8月31日まで
10	博多区博多駅南3丁目地内外1件配水管布設工事	91,485,900円	令和元年9月21日から 令和2年3月25日まで
11	博多区豊1丁目地内Φ1000mm配水管緊急工事	5,533,000円	令和2年2月25日から 令和2年3月31日まで
12	博多区吉塚2丁目地内工業用配水管布設工事 [総合評価]	308,705,100円	令和元年11月1日から 令和3年3月25日まで
13	博多区豊1丁目地内Φ1,000mm配水管修理工事	58,010,700円	令和2年9月11日から 令和3年3月25日まで
14	南区高宮3丁目地内Φ500mm配水管布設工事 [総合評価]	181,414,080円	平成29年8月31日から 平成31年3月25日まで
15	大野城市御笠川4丁目地内Φ400mm配水管布設工事 [総合評価]	244,436,400円	平成29年8月31日から 平成30年10月31日まで
16	早良区西新3丁目地内配水管布設工事	91,206,500円	令和元年8月29日から 令和2年10月31日まで
17	早良区室見4丁目地内配水管布設工事	93,722,200円	令和2年2月7日から 令和2年9月18日まで
18	南区清水4丁目地内Φ400mm配水管布設工事 [総合評価]	203,050,100円	令和元年8月27日から 令和2年8月31日まで
19	中央区六本松4丁目地内Φ600mm配水管布設工事 [総合評価]	170,111,700円	令和2年8月4日から 令和3年3月19日まで
20	西部地区外配水管布設設計業務委託N o.1 (単価契約)	49,830,303円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

21	[小規模工事等監査] 福岡市科学館 給水スポット機器製作・設置業務委託	1,716,000円	令和3年1月14日から 令和3年3月19日まで
22	水道局本局庁舎 設備機器運転管理業務委託	17,160,000円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

4 監査公表第8号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和4年5月26日

福岡市監査委員	大 原 弥寿男
同	尾 花 康 広
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象**1 財政援助団体監査****(1) 監査の対象事務**

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟（事務監査）

（所管課）こども未来局運営支援課

イ 一般社団法人福岡市保育協会（事務監査）

（所管課）こども未来局運営支援課

ウ 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（事務監査）

（所管課）保健福祉局地域福祉課

2 出資団体監査

(1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 公益財団法人福岡市スポーツ協会（事務監査・工事監査）

（所管課）市民局スポーツ推進課

イ 一般財団法人博多海員会館（事務監査・工事監査）

（所管課）港湾空港局総務課

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施した。

(2) 監査の対象団体及び区分

ア 株式会社西日本新聞トップクリエ（事務監査）

（所管課）経済観光文化局まつり振興課

イ 一般財団法人福岡コンベンションセンター（事務監査）

（所管課）経済観光文化局M I C E 推進課

ウ 株式会社九州総合管理（事務監査）

（所管課）住宅都市局住宅管理課

エ 近鉄ファシリティーズ株式会社（事務監査）

（所管課）博多区自転車対策・生活環境課

（所管課）道路下水道局自転車課

オ N E X T 博多市民センター共同企業体（事務監査）

（所管課）博多区生涯学習推進課

カ 株式会社シンコー（事務監査）

（所管課）中央区生涯学習推進課

キ 九電ビジネスフロント・九州メンテナンス J V（事務監査）

（所管課）城南区生涯学習推進課

ク ふくおか市民施設管理 J V（事務監査）

（所管課）早良区生涯学習推進課

ケ M e e t u p にしみん共同事業体（事務監査）

（所管課）西区生涯学習推進課

第3 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点

から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項（重点事項）として「法令等の遵守」を設定し監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のための施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 監査委員の除斥

監査委員 水町博之は、平成28年4月25日から令和2年3月31日まで一般財団法人福岡コンベンションセンターの監事の職にあったため、同法人に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

1 一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区西新七丁目13番1号
イ 設立年月日 昭和30年4月19日
ウ 設立の目的 幼児教育の重要性に鑑み、私立幼稚園及び私立の認定こども園の公的役割と公共性を高め文部科学省が定める教育課程並びに設置基準をもとに、教育内容の向上と施設整備の改善充実をはかり、もって市民が要請する幼児教育の振興に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 幼稚園教育に関する調査及び研究
(イ) 私立幼稚園等の経営・管理に関する調査研究
(ウ) 私立幼稚園等教職員の資質の向上及び福利厚生に関する事項
(エ) 私立幼稚園等の振興に関する援助
(オ) 幼稚園教育の向上を図るために必要な連絡及び協議（官庁等

諸団体)

- (カ) 会員相互の親睦を図り幼児教育の普及発展への寄与
- (キ) その他必要な事項

オ 役員及び職員数 役員17名、職員4名（令和3年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、団体及び私立幼稚園の運営費等として、令和2年度に8億492万3,589円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年12月から令和4年2月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年2月8日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 一般社団法人福岡市保育協会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号

イ 設立年月日 昭和59年9月7日

ウ 設立の目的 福岡市内における児童福祉法第35条第4項の児童福祉施設として設置認可を受けた民間の保育所の振興と円滑な運営を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 民間保育所の保育事業に関する調査研究及び啓もう
(イ) 民間保育所の施設長及び職員の研修、指導及び処遇改善
(ウ) 民間保育所の施設の整備及び改善
(エ) 関係公共団体及び社会福祉団体との連絡調整
(オ) 関係社会福祉団体への助成
(カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員24名、職員6名（令和3年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費及び研修事業費等として、令和2年度に12億4,786万9,048円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣及び兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年12月から令和4年2月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年2月8日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区荒戸三丁目 3 番39号
イ 設立年月日 昭和40年4月1日
ウ 設立の目的 福岡市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

エ 事業内容 (社会福祉事業)

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (オ) 校（地）区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (カ) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (キ) 共同募金事業への協力
 - (ク) ボランティア活動の振興
 - (ケ) 日常生活自立支援事業
 - (コ) 生活福祉資金貸付事業
 - (サ) 社会福祉に関する貸付事業
 - (シ) 福岡市地域保健福祉振興基金事業の運営
 - (ス) ファミリー・サポート・センター事業
 - (セ) 住まい・住まい方に関する相談支援事業
 - (リ) 死後委任事務に関する業務
 - (タ) 生計困難者に対する相談支援事業
 - (チ) 成年後見支援事業
 - (ツ) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (公益事業)
 - (ア) 民間社会福祉事業従事職員福利厚生事業
 - (イ) 社会福祉に関する貸付事業
 - (ウ) 市民福祉プラザの経営
 - (エ) 保育士人材確保事業
 - (オ) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
 - (カ) 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
 - (キ) 介護保険法に基づく介護予防支援事業

(収益事業)

- (ア) 市民福祉プラザにおけるレストラン喫茶室の設置経営
- (イ) 市民福祉プラザにおける自動販売機の設置経営

才 役員及び職員数 役員21名、評議員27名、職員199名（令和3年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、運営費及び事業費として、令和2年度に6億9,614万2,944円の補助金を交付している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は4名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年1月から令和4年1月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年1月27日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

1 公益財団法人福岡市スポーツ協会

(1) 団体の概要

- ア 主たる事務所の所在地 福岡市西区内浜一丁目5番1号
- イ 基本財産 2億1,827万円（令和3年9月30日現在）
- ウ 設立年月日 昭和37年1月25日
- エ 設立の目的 福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、もって、スポーツ文化の発展と活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。

才 事業内容 (ア) 市民スポーツの普及振興

- (イ) 競技スポーツの振興
- (ウ) 公共スポーツ施設の管理運営
- (エ) スポーツ人材の確保・育成・活用
- (オ) スポーツに関する情報の収集・提供
- (カ) スポーツの振興に関する調査研究
- (キ) 公共団体等から委託を受けて行うスポーツ振興事業
- (ク) その他法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員20名、評議員16名、職員35名（令和3年10月1日現在）

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億6,000万円（出捐率73.3%）を出捐している。さらに、運営事業費として、令和2年度に7,048万5,444円の補助金を交付している。

また、令和2年度において、福岡市民体育館及び福岡市立中央体育館の指定管理者であることから、3億7,459万6,000円の管理料を支出しているとともに、総合西市民プール再開館準備に伴う管理運営業務の委託を行い、その委託料総額は1,632万1,000円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は5名、兼務は4名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成30年12月から令和3年12月まで

実施期間 令和3年11月11日から同年12月7日まで

(工事監査) 対象期間 平成30年8月から令和3年3月まで

実施期間 令和3年6月29日から同4年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 一般財団法人博多海員会館

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区西公園14番24号

イ 基本財産 3,189万9,322円 (令和3年9月30日現在)

ウ 設立年月日 昭和42年10月9日

エ 設立の目的 船員並びにその家族等の福利厚生及び文化の向上を図り、海運の増進に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 船員並びにその家族の宿泊及び休養に関するこ

(イ) 船員の教養及び文化の向上に関するこ

(ウ) その他この財團の目的を達成するために必要とすること

カ 役員及び職員数 役員9名、評議員3名、職員5名 (令和3年10月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2,089万円 (出捐率39.6%※) を出捐している。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は2名で派遣はない。

※39.6%は基本財産の一部を処分する前の基本財産5,278万9,322円に対しての割合

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成29年2月から令和3年12月まで

実施期間 令和3年11月11日から同年12月10日まで

(工事監査) 対象期間 平成28年9月から令和3年3月まで
実施期間 令和3年6月29日から同4年1月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の対象となる工事等はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

1 株式会社西日本新聞トップクリエ

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神一丁目4番1号

(2) 監査に係る公の施設

博多町家ふるさと館

ア 所 在 地 福岡市博多区冷泉町6番10号

イ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 物産棟 鉄筋コンクリート造地上2階建
町家棟 木造地上2階建
展示棟 鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階建
施設内容 物産棟、町家棟、展示棟
敷地面積 853.86m²
延床面積 1,233.85m²

エ 設置年月日 平成7年8月10日

オ 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において5,464万6,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和3年12月まで

実施期間 令和3年11月11日から同年12月2日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 一般財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区石城町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア マリンメッセ福岡A館

- (ア) 所在地 福岡市博多区沖浜町7番1号
(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
(ウ) 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階、地下2階建
施設内容 多目的展示室、サブアリーナ、大会議室、中会議
室4室、レストラン、売店、主催者控室、控室
敷地面積 28,191m²
延床面積 40,631m²
(エ) 設置年月日 平成7年8月24日
(オ) 利用料金制 導入あり

イ 福岡国際会議場

- (ア) 所在地 福岡市博多区石城町2番1号
(イ) 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
(ウ) 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建
施設内容 多目的ホール、メインホール、国際会議室、中会
議室8室、小会議室10室、レストラン、主催者事
務室、控室
敷地面積 10,251m²
延床面積 24,885m²
(エ) 設置年月日 平成15年3月3日
(オ) 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理運営業務はすべて利用料金収入で行っているため、管
理料はない。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成31年4月から令和3年12月まで
実施期間 令和3年11月11日から同年12月9日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 株式会社九州総合管理

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区七隈七丁目24番22号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市営住宅(城南区)

ア 所在地 福岡市城南区鳥飼七丁目外

イ 指定期間 令和2年4月1日から同5年3月31日まで

ウ 施設概要 施設内容 中浜町住宅外9住宅(令和3年3月末現在)

敷地面積 86,534.6m²

延床面積 92,862m²

エ 利用料金制 一部導入有り (駐車場の管理運営)

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において9,234万9,000円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同3年12月まで

実施期間 令和3年11月11日から同年12月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 近鉄ファシリティーズ株式会社

(1) 主たる事務所の所在地

大阪府大阪市中央区難波二丁目2番3号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市自転車駐車場 (博多駅筑紫口)

ア 所 在 地 福岡市博多区博多駅東二丁目1番1号

イ 指 定 期 間 令和元年9月1日から同6年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設規模 地下2層

収容台数 360台

エ 設 置 年 月 日 令和元年9月1日

オ 利 用 料 金 制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において2,097万8,670円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年9月から同4年1月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年1月13日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 NEX T博多市民センター共同企業体

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

イ 構成団体 西鉄ビルマネージメント株式会社 福岡市中央区今泉一丁目12番23
号

株式会社読売新聞西部本社 福岡市中央区赤坂一丁目16番5号

株式会社九州ハートス 福岡市南区大楠三丁目26番25号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立博多市民センター

ア 所 在 地 福岡市博多区山王一丁目13番10号

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上5階建

施設内容 地下1階 機械室

1階 駐車場

2階 ホール、事務室

3階 博多図書館

4階 第1会議室、第2会議室、第3会議室、
第1和室、第2和室

5階 視聴覚室、音楽室、実習室、第4会議室

※博多図書館（3階）博多区山王子どもプラザ（2階）が併設

敷地面積 3,043m²

延床面積 4,725m²

エ 設置年月日 昭和58年8月26日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において9,262万4,600円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同3年12月まで

実施期間 令和3年11月11日から同年12月21日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 株式会社シンコー

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目7番17号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立中央市民センター

ア 所 在 地 福岡市中央区赤坂二丁目5番8号

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階（一部4階）
建

施設内容 地下1階 機械室
1階 事務室、授乳室、ロビー、中央図書館
2階 視聴覚室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、実習室、音楽室、第1和室、第2和室、託児室
3階 ホール
4階 映写室、調光室、音響室
※中央図書館（1階）が併設

敷地面積 4,382m²
延床面積 3,888m²

エ 設置年月日 昭和55年3月23日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において9,852万1,673円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同4年1月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年1月18日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

7 九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 株式会社九電ビジネスフロント 福岡市中央区天神二丁目12番1号
イ 構成団体 九州メンテナンス株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立城南市民センター

ア 所在地 福岡市城南区片江五丁目3番25号

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階建

施設内容 地下1階 機械室
1階 城南図書館
2階 事務室、授乳室、ロビー、ホール
3階 第1会議室、第2会議室、第3会議室、第1和室、第2和室
4階 視聴覚室、実習室、音楽室、託児室
※城南図書館（1階）が併設

敷地面積 7,437m²
延床面積 4,048m²

エ 設置年月日 昭和59年8月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において9,343万1,740円となってい
る。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同4年1月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年1月25日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 ふくおか市民施設管理JV

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 太平ビルサービス株式会社 福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号
イ 構成団体 株式会社福岡市民ホールサービス 福岡市中央区天神五丁目1番23
号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立早良市民センター

ア 所在地 福岡市早良区百道二丁目2番1号

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート
造）地下1階、地上4階（一部5階）建
施設内容 地下1階 機械室

2階 事務室、授乳室、警備員室、清掃員控室、
ロビー、早良図書館、図書館整理室

3階 第1会議室、第2会議室、第3会議室、
視聴覚室、実習室、音楽室、第1和室、第
2和室

4階 ホール、託児室

5階 映写室、照明室、音響室

※バスターミナル（1階）、早良図書館（2
階）、地下鉄（藤崎駅）が併設

敷地面積 4,381m²

延床面積 5,365.91m²

エ 設置年月日 昭和57年2月14日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において1億555万8,886円となって
いる。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同4年2月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年2月1日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

9 Meet upにしみん共同事業体

(1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 JR九州サービスサポート株式会社 福岡市博多区博多駅中央街7
番21号

イ 構成団体 特定非営利活動法人九州コミュニティ研究所 福岡市博多区綱場町
5番6号

株式会社NTTファシリティーズ 福岡市博多区博多駅前一丁目17
番21号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立西市民センター

ア 所在地 福岡市西区内浜一丁目4番39号

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階(一部5階)
建

施設内容 地下1階 機械室

1階 西図書館、児童図書館、ホール、ロビー

2階 事務室、託児室

3階 第1会議室、第2会議室、第3会議室、
実習室

4階 視聴覚室、音楽室、第1和室、第2和室

※西図書館(1階)が併設

敷地面積 4,866.65m²

延床面積 5,190m²

エ 設置年月日 昭和63年3月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和2年度において1億174万9,600円となって

いる。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同4年2月まで

実施期間 令和3年11月11日から同4年2月8日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表1

公益財団法人福岡市スポーツ協会 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	総合西市民プール管理運営業務の一部委託	106,774,760円	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
2	総合西市民プール電光掲示装置等保守点検業務委託	2,980,280円	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

[参考:年間スケジュール]

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財務監査 (定期監査)	事務監査				第1期		第2期					
					○総務企画局 ○財政局 ○こども未来局 ○経済観光文化局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○教育委員会			○市長室 ○市民局 ○保健福祉局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局 ○市選挙管理委員会事務局 ○区選挙管理委員会事務局(全区)	* 人事委員会事務局 * 監査事務局 * 議会事務局 * マークは、フォロー アップ監査のみ実施する 場合がある。			
財政援助団体監査	工事監査				第1期		第2期					
					○総務企画局 ○財政局 ○こども未来局 ○経済観光文化局 ○道路下水道局 ○消防局 ○交通局 ○教育委員会			○市民局 ○保健福祉局 ○環境局 ○農林水産局 ○住宅都市局 ○港湾空港局 ○区役所(全区) ○水道局				
出資団体監査					第1期		第2期					
公の施設の 指定管理者監査	事務監査				○(公財)福岡大学学術研究都市 推進機構			○(一社)福岡市私立幼稚園連盟 ○(一社)福岡市保育協会 ○(社福)福岡市社会福祉協議会				
					○(一財)福岡コンベンションセンター ○(公財)福岡市中小企業従業員福祉 協会 ○(株)福岡ソフトリサーチパーク ○(株)博多座 ○福岡市住宅供給公社 ○福岡北九州高速道路公社			○(公財)福岡市スポーツ協会 ○(一財)博多海員会館				
行政監査					第1期		第2期					
例月出納検査					通年(毎月)							
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率及び 資金不足比率審査 内部統制評価報告書 審査												